

# 事故を防ぐために

●事故は親がほんの少し目を離した際に起きています。乳幼児を浮き輪に入れたままひとりで浴槽に入れておいてそばを離れたり、親の洗髪・洗顔等により目を離して使用することは極めて危険であり、死亡事故につながる危険性があります。

この商品を乳幼児に使うことは避けた方が良いでしょう。どうしても使う場合は、絶対に目を離してはいけません（現在、メーカーは自主的に販売を中止しています）。



## 事故を受けて、業界へ以下の要望をしました。

商品の表示には利便性、安全性が強調されており、あたかも乳幼児が一人で浴槽に浸かっても安全な印象を与えるものでした。注意表示もありましたが、一般的なものであり転覆して溺れるなどの危険性が伝わるものではありませんでした。関係団体や事業者には、これらの製品の根本的な見直しと消費者への注意喚起を早急に行うことを望みました。これを受けて、社団法人日本玩具協会および関連団体では、注意喚起の社告を出した上、今後販売を行う事業者があれば警告表示等の指導を行っていく旨の約束がありました。

●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容の詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、協力病院等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。  
 特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。  
 商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。  
 無断転載はお断りいたします。

独立行政法人  
**国民生活センター**

〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22 TEL. 03(3443)1208 ●2007年11月発行

# くらしの危険 Number 280

## 浴槽用浮き輪で溺れる事故

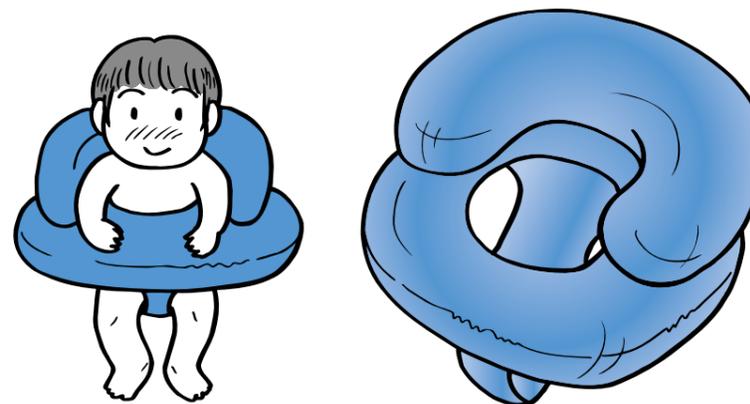
小児科の医師より、浴槽用浮き輪で乳幼児が溺れる事故が起きているとの情報が国民生活センターに寄せられました。

「浴槽用浮き輪を使用したことによる乳幼児の溺水事故を経験した。浴槽に浮かべて入浴させるもので、保護者が先にお風呂から出て身体をふいたり、着衣したりしている間に乳幼児が浮き輪ごと転覆し、保護者が戻ったときには浴槽内で完全にさかさまの状態になっていた。インターネットなどでは、親が手を離していても一人で浴槽につかってくれていて便利などと、便利な面ばかり強調されているようだが、危険性はほとんど認識されていない。注意喚起が必要だと思う」



## 浴槽用浮き輪とは

浴槽にすっぽり入る大きさ（約50cm×約50cm）の四角い浮き輪の真ん中にパンツ型のシート部分がついており、そこに足を通して座った状態で浮くことができます。頭の部分にヘッドサポートがついており、頭を支えるようになっています。対象年齢は、首がすわってから生後2歳半くらいまでです。パッケージにはプールや海でも使用できるとの記載がありますが、店舗では風呂用品コーナーで販売されていました。



# こんな事故が起きています

## 洗髪や洗顔をしていた

**ケース 1** 8ヶ月の子どもと一緒に風呂に入り、浴槽用浮き輪に乗せて自分は洗顔をしていた。気がつくと子どもがうつぶせに沈んでいた。息をしておらず、すぐに救急車で病院に行った。幸い後遺症もなく、今は元気になっている。  
(事故発生年月 2005年)



## 兄弟に服を着せていた

**ケース 2** 1歳4ヶ月の息子を姉と一緒に入浴させていたが、姉が先に上がったので息子を浮き輪に入れたまま浴槽に残し、姉に洋服を着せていた。3分くらいで浴室に戻ると息子が横に倒れるように浮き輪ごと転覆していた。救急車を呼び、肺炎がひどいので総合病院から小児専門の高度医療機関に移され、ICUでまる2日間過ごした。今は食事ができるほど回復した。  
(事故発生年月 2007年)

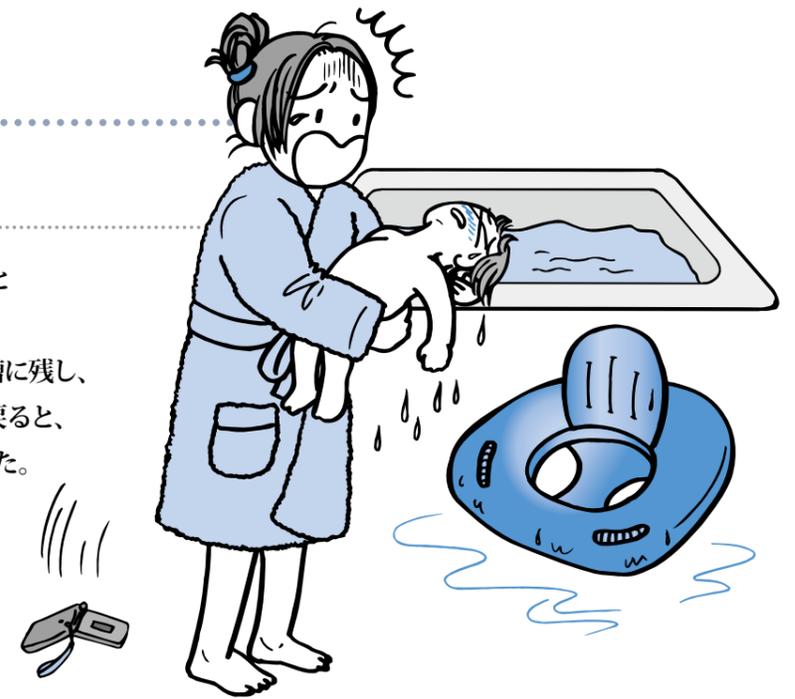


## 植物状態になってしまった

**ケース 3** 10ヶ月の男児を浴槽用浮き輪に入れて浴槽に残し、母親が先に服を着た。浴室に戻ると浮き輪ごと転覆していた。引き上げたときには呼吸がなく、意識が戻らないまま植物状態になった。  
(事故発生年月 2005年)\*

## 死亡した

**ケース 4** 10ヶ月の女児を母親と双子の姉と一緒に入浴していた。女児を浴槽用浮き輪に入れて浴槽に残し、母親と姉が先に服を着て浴室に戻ると、浮き輪ごと転覆していた。死亡した。  
(事故発生年月 2001年)\*



\*は学会報告症例

国民生活センターでは、近隣のベビー用品店で浴槽用浮き輪を購入し、乳幼児のダミー人形をのせて浴槽に浮かべ、転覆・転落の可能性があるかを調べてみました。

浮き輪のパンツ部にしっかり乗せ、静かに浮かんでいれば、転覆・転落の恐れはありませんでした。しかし、乳幼児の身体がしっかりシート部に納まっていないで身を乗り出したような場合や、浴槽の水量が不足気味で乳幼児の足が底につくような場合には、重心が高くなり、後ろにバランスを崩すと転覆・転落する可能性があることがわかりました。



実際の乳幼児は浮き輪に乗った状態でも活発に動くと思われ、浮き輪が不安定になったり重心が高くなりすぎたりする危険性は十分考えられます。特にパンツ型のシート部を持つタイプのこの種の浮き輪は、重心が高くなりがちで、乳幼児の乗せ方や利用中の動き等により、水に浮いている面より上に重心が位置してしまう危険性があります。このとき、バランスを崩して浮き輪が転覆すると、重心が水面下に移動し、乳幼児が自力で起き上がることが困難になると思われます。さらにパンツ型のシートが濡れた状態のときは脚が抜けにくくなる点も危険性を増す要因となります。

なお、国民生活センターで購入した浴槽用浮き輪にはSTマーク\*がついていました。

\*STマーク

社団法人日本玩具協会では、1971年に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、更には材料の安全性などで基準に合格した玩具に「ST(セーフティ・Toy)マーク」を付与しています。

社団法人日本玩具協会では、2006年の秋に医師から同様の事故の報告を受けて、2007年1月に、このタイプの浮き輪を今後STの対象外とする通知を出しています。